

## 4. 「ガイドライン」活用にあたって

### (1) ガイドラインの見方について

どのような行為が差別に当たるのか、また、どうすれば差別をなくしていけるのかについて、考え、理解を深め、具体的な取組みにつなげていくためには、既存の判例等の内容を知り、理解することが有意義です。

このガイドラインでは、判例については、「判例のポイント」及び「判例の概要」を示すとともに、「判例から導くことができる「不当な差別的取扱い」の事例」を示します。また、人権侵犯事件<sup>1</sup>については、その概要を示します。

<イメージ（判例）>

【判例①】 商店における外国人入店拒否

《判例のポイント》

- 街頭で店舗を構えている以上、・・・

判例のポイント(裁判所の考え方の要点)

判例の概要 (できるだけ判決文の表現を用いて記載しています)

当事者
(原告) ・・・
事件の概要
・ Xが、・・・
裁判所の判断
・ 人種差別撤廃条約は、・・・
裁判年月日等
平成〇年〇月〇日 ○裁判所

判例の概要

【参照法令】

- ・・・

この判例から導くことができる「不当な差別的取扱い」(例)

- ◆ 顧客一般を対象として広く営業している商店や飲食店などにおいて、・・・

※ 上記の事例は、あくまでも例示で、・・・

判例から導くことができる「不当な差別的取扱い」の事例。

なお、これらはあくまでも例示で、これらに限定されたものではありません。また、客観的に見て、正当な理由が存在する場合は、「不当な差別的取扱い」に該当しないものがあると考えられます。

<sup>1</sup> 法務省の人権擁護機関（法務局、地方法務局又は法務省人権擁護局）が、被害者等から申出を受ける等して受理した、人権が侵害された疑いのある事件（p30 参照）。

## (2) ガイドラインで示す事例について

このガイドラインは、障害者差別解消法の制定、「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」の策定を受け、障がい以外の人権課題に係る差別について、府民の皆様理解を深めていただくために策定しました。

障害者差別解消法は、差別をなくしていくためには、すべての人のたゆまぬ努力が重要であり、国や地方公共団体による啓発活動を通じ、周知を図っていくこととしておりますが、事業者でない一般私人の行為や個人の思想、言論を法で規制することは不相当と考えられるという理由から、個人の行為等を対象としていません。

この考え方を踏まえ、このガイドラインは、事業者と個人の間で生じた不当な差別的取扱いの判例等を分かりやすく紹介することを中心に作成しました。

このガイドラインで示す事例については以上のとおりですが、当然、個人間であっても、差別的行為は許されません。差別をなくしていくためには、すべての人のたゆまぬ努力が重要です。

事業者以外の府民の皆様におかれても、是非、このガイドラインを活用していただき、差別の解消について、理解を深めてください。

## (3) ガイドラインの見直し

このガイドラインは、女性、子ども、高齢者、同和問題、外国人、HIV感染者、ハンセン病回復者、性的マイノリティなど、障がい以外の人権課題に関して、商品・サービス、福祉サービス、公共交通機関、住宅、教育、医療、雇用など日常生活や社会生活に関わる分野を広く対象として作成しました。

しかしながら、現時点では、判例や人権侵犯事件は数多く存在しているわけではなく、すべての人権課題や分野を網羅できているわけではありません。

今後、判例や人権侵犯事件の蓄積、関係する法令の改正状況等を踏まえ、必要に応じて、このガイドラインを見直していきます。